



TP Alert

タイの国別報告書オンラインレポートシステムが稼働開始

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2022年1月、タイ歳入局は、国別報告書（CbCR）の実施に関するより詳細な情報をどのように公表しました。

- CbCRを歳入局に提出する際のガイドラインとなる歳入局長官告示第419号（以下「告示419号」）の公表
- タイ国歳入局のウェブサイトで、納税者向けのオンラインCbCRシステムを開設、及び
- 移転価格開示フォームにCbCRに関連する質問を含めるよう改訂

告示419号

告示419号は、タイ歳入局のCbCRオンラインシステムにCbCRを登録及び保存する際のガイドラインを提供するため、歳入局長官告示第408号（以下「告示408号」）の追加・修正を行ったものです。

タイ歳入局にCbCRを提出する必要がある企業は、[タイ歳入局のウェブサイト](#)上のCbCRシステムにログインすることで、いずれかの方法で提出することができます。

- 本システムの登録時に取得したユーザー名とパスワードを使用すること、又は

- [財務省のウェブサイト](#)から Tax Single Sign On System にアクセスし、登録時に受け取ったユーザー名とパスワードを使用してアクセスします

CbCR システムを通じて情報を提出することを希望する企業は、上記の状況に応じ、歳入局のウェブサイト又は財務省の税務シングルサインオンシステムのいずれかを通じて登録申請を行う必要があります。

CbCR 情報をシステムで送信すると、企業にはレシートが提供されます。

CbCR システム

CbCR システムは、タイ歳入局のウェブサイトにて運用が開始されています。上記のとおり、納税者はシステムにアクセスする前に登録申請を行う必要があります。現在、システムには以下の情報欄があります。

- CbCR システム登録者の連絡先
- CbCR 通知
- CbCR XML ファイルのロジック
- XML ファイルのアップロード：過去 5 回分のアップロードが表示されます
- 代理親会社選任のお知らせ
- 提出された情報の履歴

同じ多国籍企業グループに所属する企業がタイに複数ある場合、CbCR 通知及びその他の必要な情報等を提出するためにシステムに登録するのは 1 社で済むこととなります。

CbCR 通知

告示 408 号に記載する CbCR ルールでは、CbCR 通知の提出要件に言及していませんが、CbCR 制度の一環として提出が求められています。CbCR 通知の要件は、CbCR に関する法令上で多国籍企業グループの一部であるタイの企業や法人格のあるパートナーシップに適用されます。重要なことは、この要件を決定する際に、現地法人に適用される収益基準がないことです。登録企業は、CbCR 通知において、下記の情報を提供する必要があります。

親会社の所在国		
親会社 NID		
親会社名		
CbCR の報告主体	<input type="checkbox"/> 最終的親会社(UPE)	<input type="checkbox"/> 代理親会社 (SPE)
[SPE が報告企業である場合、以下にご記入ください]		
国	NID.....	名前.....
該当年度	開始日 mm/dd/yyyy	終了日 mm/dd/yyyy
本通知に記載される構成主体リスト	[添付ファイル]	

構成事業体一覧は、同一多国籍企業のうち、タイに所在する事業体のみを対象としています。これはタイ歳入局が、どの企業が本通達の対象となるかを把握するためのものです。

CbCR 通知は法規制に言及されていないため、法定期限は定められていません。しかし、タイ歳入局は、本通知を CbCR の提出期限（すなわち会計期間終了後 12 カ月）までに提出するよう要請しています。

タイ歳入局は、CbCR 通知やシステムマニュアルを発行しており、今後、CbCR ローカルガイドラインマニュアル及びよくある質問に対する回答などを提供する予定です。

移転価格開示フォーム

収益が 2 億タイバーツ以上の納税者が提出を求められる移転価格開示フォームが更新され、納税者の CbCR 申請ポジションに関連する質問が追加されました。その質問とは下記のとおりです。

納税者が国別報告書を提出する義務のある 多国籍企業又は法人格のあるパートナ ーシップの一員である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
「はい」の場合、どの会社又は法人格を有するパートナーシップが報告書提出の 責任を負っていますか？		
名前:	申請の国又は経済ゾーン	<input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> その他、国又は経済ゾ ーンをご指定ください。

この情報は、CbCR システムを通じて CbCR 通知で提供される情報とある程度重複しています。しかし、上述のとおり、CbCR システムで情報を提供する必要があるのは、タイにおける多国籍企業グループ内の 1 つの企業のみです。重要なのは、移転価格開示フォームは収益が 2 億バーツ以上の納税者のみに求められるのに対し、CbCR 通知は、CbCR に関する法令上において MNE グループの一部である納税者であれば、上述の収益基準以下の納税者にも適用されるという点です。

移転価格開示フォームに正しい情報を記載しなかった場合、最高 20 万バーツの罰金が科せられますが、CbCR 通知に情報を記載しなかった場合は、法律に規定されていないため、罰金は適用されません。

お問い合わせ

- **Stuart Simons**
Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com
- **Dr. Kancharat Thaidamri**
Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com
- **Chairak Trakhulmontri**
Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157
Email: ctrakhulmontri@deloitte.com
- **Alisa Arechawapongsawat**
Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171
Email: aarechawapongsawat@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

[Get in touch](#)



Deloitte Thailand | Add as safe sender

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.